

# 台湾DTA源泉徴収ゼロ税率 免除申請サービス

租税条約第7条に基づく事業利益の免税適用申請・源泉徴収ゼロ税率申請サービス

台湾企業から海外企業へサービス料を支払う際の  
源泉徴収税（通常20%）を、エバーシャインが  
専門家の視点からゼロ税率へと導きます。

提供：エバーシャイン（永輝）

# 台湾はどの国と二重課税防止条約（DTA）を締結していますか？

- 1. 受取人の所属国が台湾とDTA（二重課税防止条約）を締結していること
- 2. 台湾に恒久的施設（non-PE）を有しないこと

## アジア・オセアニア:

Australia  
India  
Indonesia  
Japan  
Kiribati  
Malaysia  
New Zealand  
Singapore  
Thailand  
Vietnam

## ヨーロッパ:

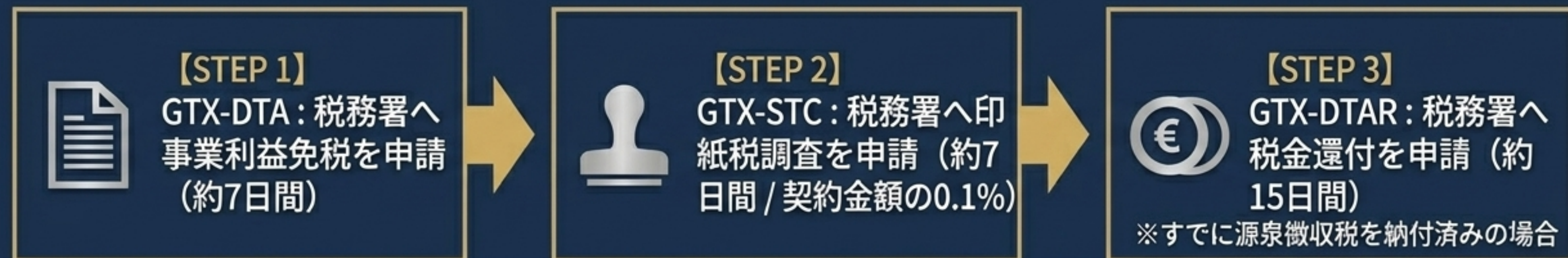
Austria  
Belgium  
Denmark  
France  
Germany  
Hungary  
Italy  
Luxembourg  
Netherlands  
North Macedonia  
Poland  
Slovakia  
Sweden  
Switzerland  
United Kingdom

## アフリカ・中東・その他:

Eswatini  
Gambia  
Israel  
Paraguay  
Senegal  
South Africa  
Saudi Arabia（2022年1月締結）

# 台湾DTAゼロ税率免除申請サービスにおけるエバーシャインのサービス内容は何か？

台湾と貴国間で締結されたDTAに基づき、免税申請から納付済み税金の還付まで、面倒な手続きを当社がワンストップで代行いたします。

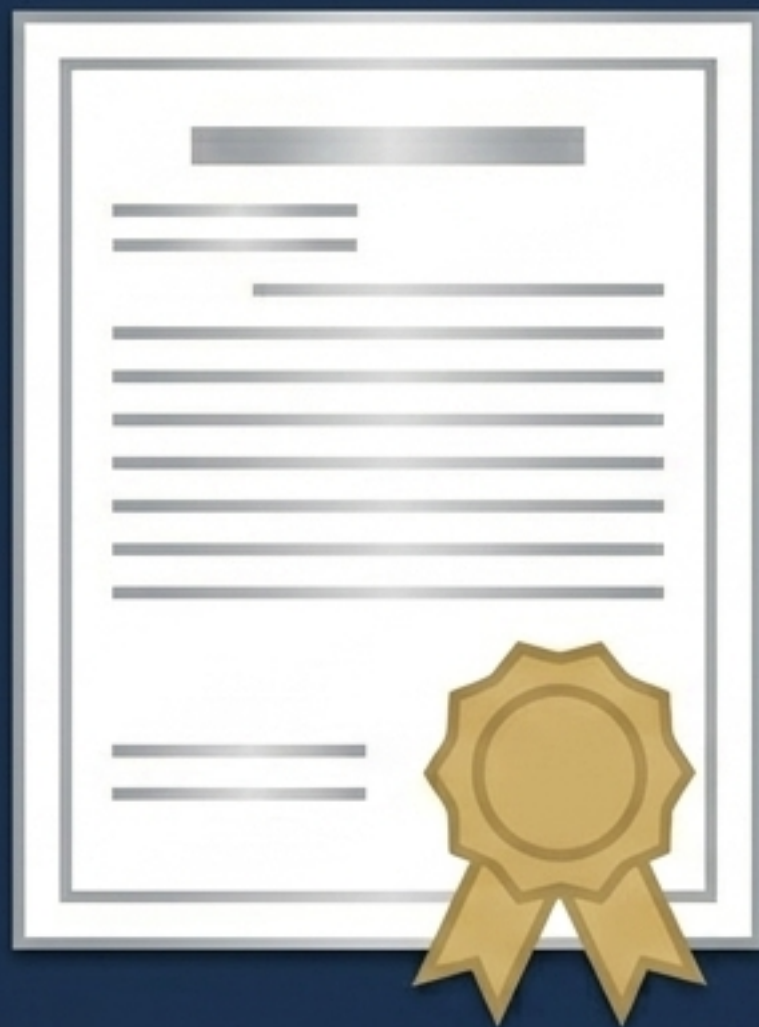


## 付加価値サービス

- GTX-COR: 管轄税務署での税務上の居住者証明書申請サポート (エバーシャイン現地子会社が対応)
- GTX-CRD: 電子メール等での合意に基づく、正式な契約書の作成代行

# DTAに基づく事業利益ゼロ税率免税申請（エバーシャインコード: GTX-DTA）

サービス概要：台湾での源泉徴収を未然に防ぐためのゼロ税率適用申請を代行します。



## お客様にご用意いただく必要書類：

- 居住者証明書の原本（海外企業の所在国の税務署が発行したもの）
- 委任状の原本（エバーシャインへの免税申請委任）
- サービス契約書の写し（中国語訳添付）
- 事業利益に関連する書類の写し（請求書、インボイス、サービス手順の説明、作業証明など）
- 会社登記証明書の写し（海外企業）

# DTAに基づく事業利益税金還付申請（エバーシャインコード：GTX-DTAR）

サービス概要：源泉徴収税（20%）がすでに台湾の税務署に納付されている場合でも、事後的に税金還付の申請手続きを当社が代行し、資金回収をサポートします。



お客様にご用意いただく必要書類：

- 委任状の原本（エバーシャインへの税金還付処理委任）
- 源泉徴収税納付領収書の原本
- 営利事業所得税源泉徴収票の原本
- 海外送金取引明細の写し
- 源泉徴収申告書の写し

## 海外企業（受取人）が上記のDTA締結国に属していない場合、海外企業（受取人）は台湾のどのような免税措置を享受できますか？

DTA締結国に該当しない場合でも、エバーシャインはお客様の状況に応じた最適な免税措置をご提案可能です。以下の2つのアプローチから選択できます。

### オプションA：所得税法第25条に基づく申請

- 対象：技術サービス、特許権等の提供を行う外国営利事業
- 内容：利益率をあらかじめ推定し、実質的な税負担を軽減する措置

### オプションB：所得税法第15条の1に基づく税制優遇申請

- 対象：特定の条件を満たす海外企業
- 内容：台湾の税制優遇措置（Taiwan Tax Benefit Application on Article 15-1）の活用

## お問い合わせ:

台湾エバーシャイン (永輝) 協同ネットワークサービス株式会社  
エバーシャイン (永輝啓佳) 公認会計士事務所  
永輝専利師事務所

住所: 104 台北市中山区長春路378号6階  
(MRT文湖線・松山線交差駅「南京復興駅」、ブラザーホテル近く)

担当ディレクター: 朱鍵彰 (Jerry Chu)

電話: +886-2-2717-0515 内線103

手機&Whatsapp: +886-939-357-735

Email: [sales.taiwan@evershinecpa.com](mailto:sales.taiwan@evershinecpa.com) / [HQ4TPE@evershinecpa.com](mailto:HQ4TPE@evershinecpa.com)

当事務所はロンドンに本部を置くIAPA、米国シカゴに本部を置くLEAのメンバーファームであり、世界中にグローバルネットワークを有しています。